

境町公園施設長寿命化計画

令和 4 年 3 月

茨城県 境町 建設農政部 都市計画課

1. 都市公園整備状況

(2022 年 3 月末時点)

管理対象都市公園の数	管理対象都市公園の面積	一人当たり都市公園面積
5	9.71 ha	4.05 m ²

2. 計画期間（西暦）

[2022 年度～2031 年度（10 箇年）]

3. 計画対象公園

① 種別個所数

街区	近隣	地区	総合	運動	都緑	その他	合計
3	1	1	0	0	0	0	5

② 選定理由

本町の管理対象公園は、「都市公園第 2 条に基づく都市公園」と「境町が管理している、その他の公園緑地」である。

4. 計画対象公園施設

① 対象公園施設数

(令和 3 年度定期点検時)

園路広場	修景施設	休養施設	遊戯施設	運動施設	教養施設	便益施設
0	0	42	29	22	1	14

管理施設	災害応急対策施設	その他	合計
50	0	1	157

② これまでの維持管理状況

本町は、全ての公園施設（建築物、遊戯施設、各種設備）を対象に、都市計画課・生涯学習課に加え、財政管財課及び地方創生課より維持保全（清掃・保守・修繕）（業者委託）と日常点検を行っている。

遊戯施設はこれらの管理に加え、国土交通省の「都市公園における遊具の安全確保に関する指針（改訂版）」（以下、「遊具指針」という）及び一般社団法人 日本公園施設業協会（JPFA）が策定した「遊具の安全に関する規準 JPFA-S：2014」（以下、「JPFA 規準」という）に基づき、専門技術者による遊具施設の毎年 1 回の定期点検を実施している。

この定期点検により危険箇所が発見された場合、緊急度の高いものから補修を行っている。

③選定理由

本町の計画対象公園は 5 公園全てが設置から 20 年以上経過しており、公園施設の老朽化が顕著化してきている。今後は財政的な制約からメリハリをつけたストックマネジメントを導入する予定だ。

計画対象公園については、公園施設の長寿命化対策により、公園機能の保全を図りつつ、ライフサイクルコストの削減を実現する。また、日常点検や定期点検での確認により、施設の安全性を維持する。

5. 健全度を把握するための点検調査結果の概要（個別施設の状態等）

点検調査は、2021 年 6 月から 2022 年 3 月までの期間に実施した。

1. 一般施設、土木施設、建築物

国土交通省の「公園施設長寿命化計画策定指針（案）【改訂版】」（以下、「長寿命化策定指針（案）」という）に則り、健全度調査を実施した。健全度調査は遊具を除く 130 施設のうち予防保全型管理の候補とした 74 施設について実施した。

2. 遊具等

令和 3 年度実施分の定期点検の結果を踏まえ、情報の検討を行った。

	健全度判定				備考
	A	B	C	D	
a. 一般施設（65）	12	31	16	6	
b. 遊具等（29）	4	13	12	0	
c. 土木構造物（0）	0	0	0	0	
d. 建築物（9）	3	3	3	0	

6. 対策の優先順位

対策の優先順位は、5. で示した「健全度判定」から設定した「緊急度判定」に基づくこととした。

	緊急度判定		
	高	中	低
a. 一般施設 (65)	6	16	43
b. 遊具等 (29)	0	12	17
c. 土木構造物 (0)	0	0	0
d. 建築物 (9)	0	3	6

7. 対策内容と実施時期

①日常的な維持管理に関する基本方針

日常点検は、公園施設の機能の保全と安全性を維持するとともに、施設の劣化や損傷を把握することを目的に都市計画課・生涯学習課に加え財政管財課及び地方創生課より随時実施される。なお、維持保全は委託業者により実施されている。

公園施設の異常が発見された場合は、使用を中止し事故を予防する。また、この時点で健全度調査を実施し、補修、若しくは更新を判定する。

1. 一般施設、土木構造物、建築物等

- ・ 日常点検で施設の劣化や損傷を把握した場合、利用禁止の措置を行う。また対象施設の健全度調査を実施し、設備の補修、若しくは更新を位置付けたうえでの措置を行う。

2. 遊具等

- ・ 日常点検及び年 1 回実施する定期点検により施設の劣化及び損傷を把握する。
- ・ 施設の劣化や損傷を把握した場合、利用禁止の措置を行う。
- ・ 同年に実施する定期点検の結果を健全度調査として活用し、対象施設の補修、若しくは更新を位置付けたうえでの措置を行う。

3. 各種設備

- ・ 定期的な点検により施設の劣化及び損傷を把握する。

②公園施設の長寿命化のための基本方針

1. 予防保全型に類型された施設

- ・ 出来るだけ健全度がBの時点で適切な長寿命化対策を実施し、施設の延命化を図る。
- ・ 事後、予防の類型は、ライフサイクルコストの算定結果を踏まえて確定する。しかし、遊具に関しては規模によらず予防保全型に分類する。また、遊具を含め健全度がC、Dとなった施設については、ライフサイクルコストの算定を行わず更新を検討する。
- ・ 毎年定期点検を行う遊具以外の公園施設（一般施設、土木構造物、建築物）については5年に1回以上の健全度調査を実施し、施設の劣化や損傷状況を確認する。
- ・ 健全度調査の結果、使用見込み期間を過ぎても健全度がAまたはBと判断された場合は、健全度がCとなるまで使用する。
- ・ 使用見込み期間は、「長寿命化策定指針（案）」p. 49に記載されている「表-13 使用見込み期間の設定例（補正後）」を参考とする。
- ・ 長寿命化対策として、以下の補修、修繕サイクルを採用する。

素材別の主な補修サイクル

区分	補修内容	標準的は補修サイクル
木材	防腐剤の塗布	5年ごと
鋼材（建築物を除く）	素地調整を伴う塗装	10年ごと

参考）公園管理ガイドブック

素材別の主な修繕のサイクル

区分	修繕内容	標準的な修繕サイクル
鋼材	タッチアップ塗装	5年ごと

参考）公園管理ガイドブック

① 一般施設、土木構造物、建築物等

- ・ 日常点検や定期点検で公園施設の劣化や損傷を把握した場合、必要に応じて使用中止とする。施設の補修、修繕または更新を位置付けたうえで、必要な措置を講ずる。
- ・ 長寿命化対策として、以下の補修、修繕サイクルを採用する。

施設種類別の主な補修サイクル（一般施設、建築物）

区分	補修内容	標準的な補修サイクル
四阿	屋根部の防水処理	15 年ごと
照明灯	支柱地際部の防水処理等	10 年ごと
時計台		
引込柱		
建築物	屋根部防水、 天井樹脂吹付け等	10 年ごと
	躯体補修、タイル張替等	20 年ごと

参考）公園管理ガイドブック

② 遊具等

- ・ 日常点検や定期点検により施設の劣化及び損傷を把握する。
- ・ 施設の劣化や損傷を把握した場合、必要に応じて使用禁止とする。
- ・ 同年に実施する定期点検の結果を参考に、対象施設の補修、若しくは更新を位置付けたうえでの措置を行う。
- ・ 遊具の消耗部材は、遊具指針に記されている推奨交換サイクルを参考に設定したサイクルを目安に交換する。また、長寿命化対策として、以下の補修、修繕サイクルを採用する。

消耗部材の推奨交換サイクル

遊具	消耗部材（部品）	推奨交換サイクル
ブランコ	吊り金具・吊り部材 着座部の交換	5 年ごと
ロッキング遊具	軸・緩衝部の交換	6 年ごと
スプリング遊具		
ロープクライマー	ロープの交換	5 年ごと

参考）都市公園における遊具の安全確保に関する指針

施設種類別の主な補修サイクル（遊具）

区分	補修内容	標準的な補修サイクル
複合遊具	床材、壁パネル、スライダー等の部材交換	10 年ごと

参考）公園管理ガイドブック

施設別の主な修繕サイクル（遊具）

区分	修繕内容	標準的な修繕サイクル
健康遊具	破損部修繕	7 年ごと

参考）公園管理ガイドブック

2. 事後保全型に類型された施設

- ・ 健全度調査を実施しないため、維持保全（清掃・保守・修繕）と日常点検で公園施設の機能の保全と安全性を維持する。
- ・ 日常点検で施設の劣化や損傷を把握した場合、施設の更新を行う。
- ・ 使用見込み期間は、「長寿命化策定指針（案）」p. 49 に記載されている「表-13 使用見込み期間の設定例（補正後）」を参考とする。

8. 都市公園別の健全度調査結果、長寿命化に向けた具体的対策，対策内容・時期等

※別紙「公園施設長寿命化計画調書」（様式1「総括表」、様式2「都市公園別」、様式3「公園施設種類別現況」）による。

9. 計画全体の長寿命化対策の実施効果

今回長寿命化計画を策定した公園に設置されている公園施設における更新見込み年度までのライフサイクルコスト縮減額は987,526千円である。（予防保全型管理を行う一般施設を設置している4公園で、縮減効果がある）